

○熊本市防犯灯補助金交付規則〔地域活動推進課〕

昭和48年5月22日

規則第33号

改正 昭和49年7月3日規則第41号

昭和50年3月26日規則第10号

昭和52年3月31日規則第16号

昭和53年3月31日規則第10号

昭和55年9月25日規則第45号

平成8年3月30日規則第22号

(題名改称)

平成14年9月26日規則第72号

平成15年4月23日規則第50号

平成20年3月31日規則第24号

平成20年9月30日規則第75号

平成22年3月19日規則第17号

平成23年3月31日規則第28号

平成24年3月26日規則第43号

平成26年5月2日規則第66号

平成27年3月27日規則第27号

平成28年3月31日規則第51号

平成29年3月30日規則第19号

令和2年3月25日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、防犯灯に係る補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(平8規則22・全改)

(補助の対象)

第2条 補助金は、町内自治振興補助金交付規則（昭和47年規則第35号）第2条に規定する町内自治会等（以下「町内自治会等」という。）であって、防犯灯を管理するものに対して交付する。

2 前項の防犯灯とは、一般交通の用に供する道路を照明するもので、防犯及び交通

安全を図ることを目的として設置されたものをいう。

(平8規則22・全改、平20規則24・平20規則75・平22規則17・
平23規則28・平26規則66・平27規則27・一部改正)

(補助金の額)

第3条 補助金の年額は、別表のとおりとする。

2 防犯灯の灯数は、町内自治会等の申込みに対して市長が認めた数とする。

(平8規則22・全改、平20規則24・平24規則43・平28規則51・
一部改正)

(補助金交付の申込み)

第4条 補助金の交付の申込みをしようとする町内自治会等の代表者は、熊本市防犯灯補助金交付申込書を市長に提出しなければならないこととする。

(昭53規則10・平8規則22・平24規則43・一部改正)

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の申込みがあった場合は、その内容を審査し、補助金を交付する決定をしたときは、熊本市防犯灯補助金交付決定通知書により、当該申込者に通知するものとする。

(平8規則22・追加、平14規則72・一部改正)

(補助金交付の時期)

第6条 補助金の交付時期は、市長が別に定める。

(平8規則22・追加)

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた町内自治会等は、防犯灯を管理する事務の終了後、速やかに、事業実施報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 事業(活動)実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 第2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平8規則22・旧第7条繰下、平20規則24・平24規則43・一部改正)

(書類の様式等)

第8条 この規則の規定により使用する書類(前条各号に掲げるものを除く。)に記

載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、補助金の取扱いについては、熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号)の定めるところによる。

(平8規則22・旧第8条繰下、平20規則24・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年7月3日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年3月26日規則第10号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月31日規則第16号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月31日規則第10号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年9月25日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(平成8年3月30日規則第22号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成14年9月26日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年4月23日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第24号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日規則第75号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月19日規則第17号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 28 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 26 日規則第 43 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 5 条及び第 8 条の改正規定並びに様式第 1 号の改正規定（「熊本市長様」を「熊本市長（宛）」に、「

代表者	
-----	--

」を「

代表者	印
-----	---

」に改める部分及び同様式を別記様式とする部分に限る。）は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 2 日規則第 66 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日規則第 27 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 51 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日規則第 19 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日規則第 21 号）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市防犯灯補助金交付規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第4条関係）

（平28規則51・追加）

防犯灯が設置された期間	補助金の年額（1灯につき）			
	契約電力が10ワット以下のもの	契約電力が10ワットを超え、20ワット以下のもの	契約電力が20ワットを超え、40ワット以下のもの	契約電力が40ワットを超えるもの
申込年度の4月1日以前	1,200円	1,400円	1,800円	2,000円
申込の4月2日から6月30日まで	900円	1,050円	1,350円	1,500円
申込の7月1日から9月30日まで	600円	700円	900円	1,000円
申込の10月1日から12月31日まで	300円	350円	450円	500円

備考

- 1 「契約電力」とは、電気事業者との契約上使用できる最大電力をいう。
- 2 「申込年度」とは、第4条の申込みが行われた日の属する年度をいう。